

(別紙)

鳥取県町村会要望に対する回答

【要望】

鳥獣被害総合対策事業の維持継続に関する要望

(内容)

イノシシやシカを中心とする有害鳥獣による農作物への被害が年々深刻化しており、特に中山間地域に位置する農山村においては、その侵入防止や捕獲について苦慮しているところです。

有害鳥獣の捕獲は、体力的にも精神的にも過酷な作業であります。近年では、有害鳥獣の捕獲に協力いただいている捕獲員も高齢化し、新たな捕獲員の確保も難しい状況であり、県の行ってこられた鳥獣被害総合対策事業による補助事業は、これらに対する有効な対策であると認識しております。

しかしながら、このたび県では補助事業の補助率の引き下げや、対象事業の縮小が検討されているようであります。

補助奨励金等の補助が縮小されますと、有害鳥獣の減数対策に大きな支障が予想され、鳥獣被害による農家の意欲減退や耕作放棄地の増加が懸念されるとともに、中山間地域そのものの減退を招く恐れがあります。

つきましては、中山間地の農家を守っていくためにも、県としての農業対策の一環として、この鳥獣被害総合対策事業の現行内容での維持継続を強く要望いたします。

【回答】

本年度実施された事業棚卸での指摘を受けて、鳥獣被害総合対策事業の補助率等の見直しを行ったところですが、県町村会等からの強い要望をいただき、平成23年度の捕獲奨励金については補助率引き下げ(県1/3)は行わず、現行の補助率(県1/2)を維持することとし、議会へ提案行っているところです。

但し、捕獲奨励金については、市町村が「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき被害防止計画を策定している場合、その経費の市町村負担分の8割が特別交付税措置されることから、県の補助率を1/2とした場合の実際の負担率は県50%、国40%、市町村10%となるため、この対応は来年度1年間に限った措置とし、この間に被害対策に係る役割分担等を市町村とよく協議して今後の対応を検討することとします。

(担当課：農林水産部 生産振興課)